



言語は出身国によって様々であり、どの国から来た外国人も英語に堪能なわけではありません。私たちの支援の現場では、なるべく易しい日本語を使い、コミュニケーションを図るように心掛けています。それでも伝わらない場合には、多言語の資料を使ったり、共通言語とされる英語を使うようにしています。

## 2. 日本の在留管理制度と道内の在留外国人の現況

日本国内に入国・滞在する外国人は、「出入国管理及び難民認定法」（昭和二十六年政令第三一九号）（以下、入管法）に基づく在留管理制度のもとに置かれます。「在留」とは、一定期間、ある土地に留まること、自分の国ではない他国に留まり住むことです。

現行の在留管理制度は二〇一二年七月九日に施行され、これ以降、日本に三カ月以上留まる「中长期在留者」は、日本人と同じ「住民基本台帳法」（昭和四十二年法律第八一号）の適用を受けるようになりまし。これにより、一つの大きなメリツトとして、旧法「外国人登録法」（昭和二十七年法律第一二五号、二〇一二年七月八日失効）の下では叶わなかった住民票の写しの交付が可能になりました。

また、現行制度下で中长期在留外国人は、入管法第二三条第二項により、「在留カード」の携行

義務を課されています。同カードはICカードであり、ICチップには出身国、現住所、在留資格、在留期限など、本人に関する様々な情報が記録されています。在留カード不携帯の状態を外を出歩いているときに、例えば警察官に声を掛けられ、同カードを携帯していないことが判明すると罰金刑に処せられる場合もあります。

在留資格は、入管法上、二〇二一年九月現在で二九資格が設定されています。うち活動制限のない「身分・地位に基づく在留資格」の四資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）を除く二五資格は、大きくは就労の可否で区分されています。すなわち、就労可能は一九資格、原則就労不可は五資格で、このほか活動内容によっては就労が可能になる資格が一つあります。

道庁が公表している道内在留外国人の国籍別受入数の推移（二〇一六～二〇二〇年）によると、この数年はベトナムの増加が特に著しく、二〇一六年では二六四〇人だったのが、二〇二〇年では七六二四人にまで増えています。先ほども触れたとおり、道内は元々はフィリピンが比較的多かったのですが、技能実習制度が拡充されるなかで、同制度を利用して実習生として北海道に来る外国人が増えています。これに伴って、道内では近年、ベトナムとミャンマーの人たちが急増しています。

出入国在留管理庁が公表している「在留外国人統計（二〇二〇年一月時点）」によると、在留外国人の数は、全国では二八八万七一一六人、全

道では三万八七二五人、札幌市では一万四三三五人です。国籍別の数の上位三国は、いずれも「中国」、「韓国」、「ベトナム」ですが、全国と札幌市では「中国」が最多となり、全道では「ベトナム」が最多になります。

また、同統計から在留資格の構成比を見ると、全国と札幌市では「永住者」が最多となる一方、全道では「技能実習」が圧倒的多数を占めています。北海道の特徴としてはもう一つ、「技術・人文知識・国際業務」の資格が比較的多いことが挙げられますが、これは道内の観光地で働く多くの外国人たちの在留資格になっているからです。

以上のデータは、技能実習生が都市部ではなく郡部により多く入っていることを端的に表していると思います。

## 3. コロナ禍のもとでの外国人支援

二〇二〇年の年初頃から全世界に広がり始めたコロナ禍は、外国人支援の現場にも大きな影響を及ぼしています。コロナ禍のもとで行われた支援の取り組みについて以下にご紹介します。

### (1) 移住連「移民・難民緊急支援基金」の取り組み

コロナ禍のもとでの外国人支援の取り組みとして、まず対応しなければならなかったのが、公的

支援を全く受けられない人たちへの支援でした。具体的には、難民申請者や仮放免者などです。日本では二〇二〇年春～夏の時期に、特別定額給付金一〇万円が支給されましたが、難民申請者、仮放免者、あるいはホームレス状態の日本人の一部などは、住民票（住所地）を持たないため、給付金の支給対象外とされてしまいました。

このうち仮放免者とは、コロナ対策の「三密」回避を理由に、収監されていた入管収容施設から外に出された外国人たちです。とはいえ、外に出されたからといって、航空便が激減しているなかでは帰国は容易ではなく、そもそも仮放免者の多くは帰国を望んでいません。しかも、在留資格の期限が切れているため、働こうにも働けず、また、生活保護や各種社会保険も適用対象外になっているため、生活していけない状態に追い込まれました。こうしたなかで、私たち支援団体は、生活苦に陥っている外国人たちに定額給付金を渡せないかと考え、政府に対して様々な働きかけも行いましたが、やはり政府としては給付できないとの回答でした。

こうした状況を踏まえ、二〇二〇年五月、「NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク」、通称「移住連」という団体が事務局となり、個人からの寄付金や諸団体からの助成金を原資に資金を集め、生活困窮に陥っている在留外国人たちに一人当たり三万円の支援金を給付する「移民・難民緊急支援基金」を立ち上げました。給付にあつ

ては、希望者からまずそれぞれの現状について聞き取りを行い、給付後も状況を聞き取るという取り組みをしました。私が所属している委員会も移住連の会員になっています。

この基金による支援の取り組みは同年九月まで続けられ、『新型コロナウイルス「移民・難民緊急支援基金」報告書』（移住連、二〇二〇年一月一〇日）によると、最終的に九八三人・五七団体から約五〇〇〇万円の資金を集め、仮放免者や短期滞在者ら計一六四五人に給付を行うことができました。なお、この一六四五人のうち、約半分の八三二人が仮放免者で、そのうちの三六七人が難民申請をしている人たちでした。

## (2) 委員会による北海道での独自の支援

北海道では日本政府による公的支援の対象外になる外国人が非常に少ないという現状があり、また、北海道は入管施設の整備が不十分なこともあり、難民申請をしている方はほとんどいません。こうした状況下で北海道で何ができるかと考え、難民移住移動者委員会として迷いながらも動き出し、独自の支援を行うことにしました。

具体的にどのような支援を行ったかという点、主にベトナム人に会う機会が多かったため、まずSNS（フェイスブック）上にベトナム語を基本言語とした相談窓口を立ち上げました。イメージとしては、対面ではなくとも、電子メールやイン

ターネットのメッセージなどで希望者からの連絡を受け付けるというかたちです。

支援の内容は、一人当たり現金二万円と米を渡すというものでした。資金源は寄付金、米はカトリック教会がホームレス支援で行っている炊き出しに供されるものが相当あったため、この一部を回してもらいました。コロナ対策として人と人が会うことは極力避けるよう推奨されていましたが、相談者には対面で一人一人に会い、日本語の能力や生活状況などの現状確認を行う必要があったからです。対面での確認にあたっては、「コロナの前で生活がどう変わったか」、「母国の家族は大丈夫か」、「今最も困っていることは何か」という三点を念入りに尋ねました。

この取り組みを通じて相談者一人一人に実際に会い、あらためて実感したのは、困窮のかたちは人によってそれぞれ異なるということです。それは在留資格や国籍、大学などによってパターン化されるようなものではなく、また、当人の困窮の受け止め方もそれぞれです。例えば、預金額は相違ありながら、アルバイトが今でなくなっているから困っていると相談してきた方もいれば、ほとんど預金は無く、傍目に心配になる状況に見えるのに、誰かが助けてくれるから大丈夫だという方もいました。

実はこの取り組みのメインテーマは、支援を通じて、公的には整備が鈍い外国人対象の相談窓口がここにあるという事実を周知することにあります。

した。ただ、私たちの委員会の設置主体はカトリック教会ですから、カトリック信徒は来やすいかもしれませんが、無宗教の方やイスラム教など他宗教の信者にとつては、相談しようにもハードルが高く感じられたと思います。それまで何の接点も無かったカトリック系の団体から「現金と米を支給するから来てください」と突然言われても躊躇したに違いありません。それでも相談に訪れた方々もいて、皆一様に緊張した面持ちで話をされていたことが印象に残っています。

二〇二〇年二月末時点での支援状況は、集まった寄付金の額は六二四万円、その使途としては、生活支援等のための現金給付（一人当たり二万円）に四四六万円、足りなくなった米などの物資購入に約一十万円、留学生への学費支援として約一六七万円です。

しかし、その後（二〇二一年一月～九月期）の状況はほとんど改善しておらず、直近では観光業でアルバイトをしている留学生などから大学の後期の授業料の支払いに関する相談が集まっています。

#### 4. 相談事例から考える在留外国人の社会

##### 保障

次に、在留外国人に対して日本の社会保障制度はどのように運用されているか、これまでに関わった相談事例に基づき、現状や課題などを見て

いきたいと思えます。持ち込まれる相談の内容は、結婚・離婚、子どもや教育、遺産相続、税金、医療、雇用など、多岐にわたります。

##### (1) 発達障害の子どもを抱える母親への支援

二〇〇九年、札幌市で生活し、子どもが二人いるフィリピン人の女性ⅡAさんから、子どもに関する相談を受け、その支援に携わりました。自身はボランティアの立場で関わった事例です。

二人の子どものうち、一人目の子は、フィリピンで生まれて、母親のAさんと一緒に日本に来た女の子です。二人目は男の子で、来日後にAさんが日本人男性と結婚し、この男性との間に生まれた日本国籍を持つ子です。

この男の子には発達障害がありました。フィリピン人であるAさんにとって、日本の発達障害の定義は理解し難いものであり、一人では対応できないと、支援を求めることになりました。支援が始まったときは、男の子は翌年に小学校入学を控えており、特別支援学級に入学するための所要の手続きを済ませなければならぬというタイムリミットでした。私はその手続きを行うAさんに通訳者と共に同行して区役所に行き、日本語や日本の教育制度への理解に苦勞するAさんに補助的な説明をしたり、小学校入学後に利用できる放課後デイサービスの存在などについて紹介したりしました。一方、フィリピンから連れてきた女の子には、

ある程度成長してから来日したため、日本語の習得がなかなか進まないという問題がありました。そのため、「札幌子ども日本語クラブ」という団体に日本語学習などのサポートをお願いしました。

さらに、その後、Aさんが日本人男性と離婚したため、生活保護を申請する必要が生じました。私は自治体の保護課や職員（ケースワーカー）、民生委員、学校関係者などと話し合いをする場にも同行して、様々な部分でお手伝いをしました。

この当時の私はボランティアの立場でしたので、ある段階から第三者という立場のため最後まで関われず、悔しい思いをしました。このことが現在の仕事を志す原体験になっています。

##### (2) 実習先に定着できない技能実習生からの相談

二〇一九年に技能実習生として来日し、当初は関東の実習先にいたという男性ⅡBさんから、今年（二〇二一年）の夏に相談を受けました。

Bさんは来日当初から仕事が長続きせず、各地を転々と移動生活をしています。こうしたなかで、ある時期から、SNSを通じて誘いを受けた介護の仕事に就くため、道北のある町に移ってきました。しかし、Bさんには元々介護の仕事の経験は全くなく、日本語も決して堪能ではなかったため、介護ではなく、施設の掃除や雪かきばかりをさせられていたようです。

Bさんの場合、元々は「技能実習」の在留資格

を持っていましたが、各地を転々としていたため、入管からは失踪者と見なされていました。今般のコロナ禍のもと、入管は在留資格の発行を柔軟化し、帰国が困難な在留外国人に「短期滞在」や「特定技能」といった在留資格を付与し、生計維持が困難な場合、資格外活動として週二八時間以内のアルバイトを許可することとしました。

Bさんはこの「短期滞在」の在留資格を取得し、道北のある市の通所介護施設で施設内の掃除や通所者の食事のサポートなどをしていたのですが、ここでもやはり上手く行かず、短期間で辞めていきます。私のところに彼から相談が来たのは、ここを辞めるかどうかで悩んでいるタイミングでした。実際に会って話をしてみると、会話の様子から軽度の発達障害を抱えていることがうかがえました。技能実習生になるにあたっては、母国で前もって身体の検査は入念に行われますが、それに比べると知的な部分での検査は手薄のようです。実習生として日本に来たけれども、日本での仕事に適應できず、実習期間が終了する前に途中で帰国してしまっただけの人たちの中には発達障害を持つ人たちも一定程度いたと思われる。

Bさんは結局、北海道にいても何の仕事もできないうと割り切ってしまったようで、私たちの制止を振り切って、元いた関東に戻ってしまいました。その後どうなったかは把握できていません。生きづらさの克服には仕事の定着が大切であるということを示す事例だと思えます。

### (3) 厚生年金脱退一時金の還付請求

ある技能実習生の事例ですが、この実習生は給料が月額で一八万円ほどあり、そこから二万円ほどを厚生年金の保険料として納付していました。帰国後に所要の手続きをすると、脱退一時金を受け取ることができました。

私がかつて関わったこの実習生の例で言うと、厚生年金の脱退一時金の支給額は四五万円ほどあり、そこから九万円が税金として引かれ、三六万円ほどが入金になりました。この税金として引かれた九万円は、実は国税還付金の請求の手続きを行えば戻ることになっています。私はこの還付金請求の手続きを本人からの委任状を得て進めました。

技能実習生にとって九万円という金額は本当に大きなものです。私たち支援団体ではこのような手続きも支援の一環として行っています。本来は技能実習の監理団体が担うべき作業なのですが、その辺りの実態はよくわかりません。

### (4) 実習生の医療滞在への支援

二〇一九年九月、札幌市内の建築現場で働いていた技能実習生Cさんが、作業中に倒れて病院に運ばれました。Cさんは同年春にベトナムから来たばかりの一九才の男性です。検査の結果、先

天性の病気による脳内出血が原因とわかりました。すぐに手術も行いましたが、その後は人工呼吸器を常に装着された状態になり、医師からは意識は二度と戻らないと言われています。ベトナムにいる家族からは、「人工呼吸器を外して、私たちのもとに戻してください」と伝えられています。人工呼吸器を外すという行為に対しては許可ができません。倒れてからすでに二年(二〇二一年九月現在)が経過しますが、彼は現在も札幌市内の病院に入院し続けています。

その後、Cさんは技能実習の継続が不可能となりましたので、「告示外の特定活動」に資格の変更が行われました。彼が実習生として働いていたのは六カ月ほどでしたが、入院後も資格変更の決定が出るまで受入企業がCさんを解雇することなく社会保険料も年金保険料も立て替えて納めていたので、現在の収入としては障害基礎年金、厚生年金があります。現在はこれらの収入をもとに、国民健康保険の保険料、国民健康保険高額療養費、重度心身障がい者医療費助成、保険診療外の費用、成年後見費用などの支出を賄っています。

ベトナムの家族からは、彼の写真を送ってほしいという連絡が頻繁に來ています。現在はコロナ禍への対応として病院に面会に行くことすら容易ではありませんが、コロナ禍前は、私たち支援者が病院に行き、スマホなどを使って家族の声を彼の耳元で聞かせるといったことも行っていました。現在は弁護士の方にCさんの成年後見人につい

てもらっています。誰が彼の責任を負うのか考えたときに、私たち支援者もベトナムにいる家族も責任を負えないので、成年後見人をつけるという選択をしたということです。

日本人がこのような状態になった場合、生活保護を受給するという選択もあり得ますが、在留外国人のうち生活保護を受給できるのは、非常に限られた在留資格を持つ人だけです。技能実習生は生活保護制度の適用対象にはなっていません。本件のような状況が生じた場合、同制度を適用されない在留外国人の収入源をどう確保するかは非常に大きな問題です。

#### (5) 実習生の新型コロナウイルス休業支援金申請などへの支援

技能実習生のベトナム人女性Dさんの事例は、寮で新型コロナウイルスの集団感染が発生し、この件で実習先の会社との間でトラブルが起きたというものです。

寮での集団感染の発生を受け、会社側は、当該寮で生活していた実習生たちの中にゴールデンウィークに遊びに出ている人がいたことを理由に、入院期間二週間と待機期間二週間の計四週間にかかる傷病手当金の申請を拒否するしました。遊びに出ている人がいたというのは事実であり、Dさんたちも当初は強く反発もできなかったようですが、仕事のなかった約一カ月分の給料が全く無

いことに給料明細を見て気づき、私たち委員会のごとくに相談してきたというのが支援の発端です。相談を受け、私たちも実際にこの会社の関係者とあらためて話をしましたが、責任は遊びに出た実習生側にあるという態度を変えることはありませんでした。

これを踏まえ、会社を通さず実習生個人が申請を行う「新型コロナウイルス対応休業支援金」(申請先は厚生労働省)を利用することを考えました。しかし、同支援金の申請も手続きが容易ではなく、申請方法のマニュアルも日本語で様々なことが書かれ、申請にあたっては給与明細や休業証明などの書類も揃えて提出しなければならず、ベトナム人が対応するのは非常に困難です。

この頃にはまた、保健所から、新型コロナウイルス感染者が提出を求められる公的書類が送付され、その対応も求められていました。しかし、会社側はこの公的書類の保健所提出の作業に関しても手伝わないという態度をとりましたが、この書類提出には市民税に関する書類の提出も求められており、私たちはあらためて会社に作業を手伝うよう依頼しました。最終的には、第三者から依頼があったことを理由にして、会社側も手伝うことにしたと聞いています。

#### (6) 妊娠を理由に解雇される事例への対応

技能実習生は二〇代の若い女性たちも多く、中

には実習期間中に日本で妊娠・出産をする人も出てきます。彼女たちに、妊娠や出産をするな、とは誰も言えません。来日する前に、妊娠や出産をしない、恋愛しない、という誓約書にサインをさせられているケースもありますが、日本は法律で妊娠等を理由とする解雇を禁じています。しかし、現実には、妊娠等を理由に実習先・就業先の会社から解雇されるケースが頻繁に起きています。以下に、私が対応した事例を二件ご紹介します。

#### ア 在留資格の違いによる支援の差

一件目は札幌市内の同じ会社を実習先・就業先としていた二人の女性の事例です。

一人目のEさんは、実習期間一年目に妊娠が発覚し、二〇二一年一月をもって解雇され、実習先が用意した寮からも退去させられました。新たな住居として、千葉県にある監理団体から、同県内にある寮(寮費月額四万円)と札幌市内にある一室(賃貸料月額六万円)のどちらかを選ぶよう指示され、相手の男性がいる札幌市内の一室を選んでいます。その賃貸料と生活費は男性が負担することで合意しています。妊娠を理由に解雇されると、従前は即帰国というパターンが多かったのですが、コロナ禍で帰国が困難なため、このような対応になっています。Eさんは実習一年目で日本語もほとんど使えないので、相手の男性のサポートが不可欠であり、国保加入の手続きや妊婦健診などにはこの男性が必ず同行していました。

二人目のFさんは、技能実習生を三年続けた後、

日本語能力と技能の試験を受けて合格し、「特定技能」の在留資格を取得していました。Fさんは、新しい資格を持って新しい仕事に就くか、そのまますままでの実習先に残って仕事を続けるか、選択が可能になりましたが、コロナ禍により前者は難しく、後者を選択しました。その後には妊娠が発覚し、その事実を会社に告げると、即解雇になり、寮も出されました。しかし、外国人技能実習機構の管轄下にある「技能実習」と違い、「特定技能」の資格による在留外国人は監理団体からも受入会社からも一切サポートがありません。住居を失って困り果てたFさんは、やむなくEさんに連絡し、Eさんの借りている部屋に置いてもらうことになりました。この段階で私たち委員会に相談が来ました。

相談を受けた私たちは、Fさんを連れて、外国人技能実習機構の札幌事務所を訪ねました。そこで本件について確認をとったところ、やはり「特定技能」の資格保持者は管轄外とされました。

技能実習生の帰国費用は監理団体もしくは受入会社が負担します。そのため、本件で言えば、技能実習一年目で妊娠したEさんは、帰国費用は監理団体が負担しました。三年の技能実習を経て「特定技能」の資格に切り替えたFさんは、帰国費用は全て本人負担になりました。Fさんにしてみれば納得できない気持ちがあり、機構にも数回相談にも行きましたが、このような結果で終わってし

まいました。

出入国在留管理庁と厚生労働省と外国人技能実習機構は連名で、「妊娠中の技能実習生のみなきんへ」および「監理団体・実習実施者の皆様へ」と題する「大切なお知らせ」を提示しています。前者には「日本では、妊娠したことで解雇するとは法律で禁止されています。／解雇されそうになつたり帰国するよう言われたら、外国人技能実習機構へ相談してください」などと多言語で書かれ、後者には「妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています」などと書かれています。

しかし、先ほどご紹介した二件の事例では、いずれも妊娠を告げた途端、解雇と寮からの退去を強制されています。そんな違法行為をされているのに文句は言わないのかと聞くのですが、当人たちには、自分が文句を言うと、他の実習生や、日本で働いている彼に迷惑をかけるので我慢する、と答えます。

二〇二〇年一月、熊本県内で、技能実習生の女性が子どもを産し、そのまま遺棄したという罪で逮捕される事件が起きています。当人に、妊娠の事実が知られると解雇・帰国を強制されるという思い込みがあつて、誰にも相談できない状況に置かれていたようです。同じような事件は他にも起きています。制度の正しい理解と運用が望まれます。

## Ⅰ 「特定技能」の在留外国人への支援の薄さ

二件目は、かつて熊本県で農業の技能実習を経験し、「特定技能」の資格取得後、今年(二〇二二年)一月から道南のある町で農業に従事していたベトナム人女性Gさんの事例です。

Gさんは恐らく五年ほどは働くつもりで再び日本に来たのに、程なく妊娠してしまい、本人も大きなショックを受けていました。どうするか悩んだ結果、相手の男性も同じ地域で生活している人なので、彼にこのまま働き続けてもらった方が良いとの結論に至り、Gさんからはベトナムに帰国する決心をしました。

「特定技能」による外国人労働者を受け入れる企業等には、支援計画の作成、入国から帰国までの一連のサポートの実施などが求められ、サポートは「登録支援機関」への委託も可能とされています。登録支援機関には派遣会社が登録していることも多く、Gさんの場合、登録支援機関からJAに派遣されるかたちを取っていました。

結局、コロナ禍の影響もあつて帰国できないまま二カ月ほどが過ぎ、お腹も大きくなつてきました。帰国の日が迫つたある日、私たち委員会に本人から連絡があり、せめて帰国前に妊婦健診を受けたいとの申し出がありました。私たちは登録支援機関を通して働いていたJAに健康保険脱退証明書書の再発行をお願いし、国保への加入手続きを進めた上で、病院へ連れていきました。これらの手続きを、日本語に長けていないベトナム人が誰

からの支援も無しに一人で進めていくのは非常に難しいと思います。

また、実際に帰国するとなると、居住する町から新千歳空港へ陸路で移動し、新千歳空港から成田空港を経てベトナムへ飛ぶこととなります。ベトナム到着後には、新型コロナウイルスにかかる隔離期間の滞在費もかかります。これらの経費は本人が負担することになるので、相当の額がGさんにかかっています。このようなケースでは、雇用主や登録支援機関によるサポートも期待したいところですが、それも期待できない場合、誰が責任をもってサポートをするのでしょうか。

(7) 在留外国人への生活保護の適用をめぐる生活保護制度に関わって、日本人男性と離婚したフィリピン人女性Hさんの事例をご紹介します。

Hさんは、「定住者」の在留資格を持ち、離婚後、娘と二人で暮らしていましたが、娘が独立して一人で東京へ転出していきました。その後、Hさん自身が体調を崩し、十分に働けなくなったため、生活保護を受け、月三万円ほどの保護費を支給されています。「定住者」は生活保護の適用対象に含まれています。しかし、在留資格の更新時に保証人が必要になり、これを娘に毎回お願いすることが心苦しくなっており、保護費の受給にも躊躇いが出てきているそうです。これからの生活に大

きな不安を抱えています。

在留外国人の中には、生活に困窮しても、保護の受給を拒む人たちもいます。これには明確な理由が一つあります。すなわち、親類が亡くなったとか、母国で重大なことが起きて帰らなければならなくなったときに、帰国の旅が海外旅行と見なされ、自由に帰国できないと思われるからです。制度上、生活保護受給者は海外旅行を禁じられているわけではないのですが、そのような解釈が浸透してしまっていると思われます。

また、生活保護は世帯単位に実施されますが、世帯を構成する個人の状況をそれぞれ細かに見ていくことも重要です。構成員に在留外国人が含まれる世帯で何かしらの問題が発生した場合、いっそう複雑化する可能性が高まります。どうすればこの世帯の生活を安定させることができるのかの視点で、自治体や民間の支援団体などが協力し、支えていくことが重要です。

こうした現状があることを踏まえて私たちが聞きたいのは、共に生きる社会に期限はあるのか、ということですが、外国人労働者は地域住民です。彼らは納税者として、日本人労働者と同じように住民税や所得税、消費税などを納めています。労働者ではない外国人、すなわち、その配偶者や子ども、高齢者も、同じ地域住民です。在留資格によって一部に例外はあるにしても、日本人も在留外国人も、同じ地域住民として、同じように税

を納め、同じように社会保障制度の適用を受ける存在です。彼らは皆、いつかは母国に帰る存在、すなわち、期限付きの地域住民なのかといえは、必ずしもそうではないし、仮にいつか帰るとしても、そのことで差別をしてよいという理由にはありません。最大の問題は外国人への差別であり、日本人側の意識を変えていくほかありません。

#### 【参照ウェブサイト】

- ・ NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク  
<https://migrants.jp/index.html>
- ・ カトリック札幌司教区  
<https://csd.or.jp/>
- ・ 出入国在留管理庁  
<https://www.moj.go.jp/isa/>
- ・ 認可法人外国人技能実習機構  
<https://www.oti.go.jp/>

※ 最終閲覧はいずれも二〇二一年一〇月二八日。

へにし ちづ・カトリック札幌司教区

難民移住移動者委員会専従スタッフ

本稿は、二〇二二年九月三日に開催した、外国人共生研究会・第三回学習会の内容をまとめたものです。 文責・編集部